

兵庫県 多可町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

(1) 議員・委員会提案による条例制定

○議会基本条例及び議員政治倫理規定の制定

多様な町民の意見を把握し公正・透明な議会運営と、住民に対する説明責任の強化を図るため、平成24年6月に多可町議会基本条例を制定しました。この条例制定は、地方分権が進む中で自己決定権の拡大に伴い、議員自ら改革をすすめ、その責務を果たそうと議会改革の一貫として平成22年6月に「議会改革調査特別委員会」を設置したことから始まります。同条例の制定までに、県内外の先進地市町の視察や専門家の講演会などに参加するとともに、議会改革に精通する講師を招いて研修会を実施し助言指導を受け、町内全世帯アンケート調査や新成人者対象へアンケートを実施しました。

また、条例案をパブリックコメントに付し、試行的に開催した初めての議会報告会において説明し、地域住民の生の声や意見を十分に吸い上げるなど、制定までに委員会を25回開催、作業部会を28回開催し協議を重ね、平成24年6月定例会に議会改革特別委員会委員長名で議会基本条例を提出・可決、施行へと至っています。

また、平成24年6月に多可町議会議員政治倫理規程を作成し、議員としての使命を自覚し、町民の厳粛な信託に応え、全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるために策定しています。令和2年度においては、議員の審議会等への参画を見直すため、執行機関と議決機関の機能及び権限の分立の趣旨から議員が審議会に参画しない旨を明買うにしています。さらに、兼職・兼業に関する遵守事項として、町からの補助金団体や業務受託団体の代表または役員に就任しないことや行政区の区長や民生委員等の職に就任しないなどより厳格規定して議員活動に取り組んでいます。

○議会提案の「多可町一日ひと褒め条例」の制定

町民らが、家族や友人、職場の同僚の良い点を見つけて言葉で伝え合うことで、地域の活性化を目指す「多可町一日ひと褒め条例」を平成30年12月議会で議員提案・可決し、平成31年1月1日から施行しています。同条例は、住民や事業所、また町の姿勢を示す理念条例として、多可町議会と商工会未来創造実践部との意見交換会の中で、疲弊した感情が充満する殺伐とした世の中ではあるが、人間の原点に立ち返り、心豊かで賑わいのあ

る町にしたいという強い決意のもと制定したものです。

「一日一度は人を褒める、または感謝の気持ちを伝える。」「人のよい言動や成果を見つけ出し、積極的に賞賛する。」「事業所では従業員が積極的にコミュニケーションを図り、風通しのよい職場をつくる」などを謳い、役場施設はじめ、町内の事業所、商店でのぼり旗を設置したり、卓上ポップなどを作成したりして PR 普及するなど地域の皆で自尊心を高めていくことの必要性を草の根運動的に広げています。

また、会議での様々な会合の冒頭あいさつで「一日ひと褒め条例」に触れ町外へも広く発信しているため、テレビなどのマスメディアにも取り上げられ、他の自治体からの視察、問い合わせが広がりを見せつつあります。

(2) 条例による議決事件の追加

多可町議会基本条例には、地方自治法 96 条第 2 項の規定に基づく議決事項として、総合計画など町政全般にわたり住民生活に大きな影響を及ぼす重要な計画に関しては議決事項であると追加規定し、議会での監視機能を高めています。

(3) 決算、当初予算の監視機能と議案の修正

予算・決算の審査については、予算決算特別委員会を設置し、議員全員の審議で監視機能の強化を図っています。なお、9 月定例会の決算審査特別委員会では、執行部から提出される決算書と主要な施策の実績にかかる資料と、当初予算時の説明資料や所管事務調査で提出された各種資料を照合させ、実績や成果、課題などに対する質疑を作成しています。質疑方法は、より詳細な回答が求められるよう、また多くの質疑に対応できるよう、事前質問形式を採用し議論を活発化しています。

また、3 月定例会でも議員全員の予算決算特別委員会を開催し、決算監査で審議した内容が、翌年度の予算編成方針や各事業計画で反映されているのか、また、指摘した内容が改善されているかなどの視点で積極的に各議員が質問を行っています。

さらに、予算決算特別委員会では、議員間の自由討議を行い、議員間の審査過程で出た意見を取りまとめ、執行機関へ政策立案に活かすよう意見書を提出するなど、監視機能の強化に努めています。

(4) 議員同士の自由な討議の活用

平成 28 年 3 月改正の多可町議会基本条例には、討議・討論による合意形成として、議員相互間の討議や委員会での自由討議を規定しています。各議員が地域や立場に基づく

多様な意見を持ち寄ることで、政策の多角的な検討が可能となっています。また、討議を通じて政策の問題点が明らかになり、建設的な解決策や妥協案が生まれやすくなっています。そのため、委員会、議会全員協議会では、議員相互の協議として自由討議を実践し合意形成を図っています。

(5) ICT化の推進（タブレット端末の導入）

平成30年1月に議会ICT推進特別委員会を設置し、「タブレット議会」導入に向け、議会ICT推進特別委員会で先進地視察や議員による会議システムのデモ体験で検討を重ねました。翌令和元年11月に、「議員の利便性の向上」と「執行部・議会事務局の負担軽減」を掲げ、議会改革の取組として導入を決定し令和3年3月から活用を進めています。これにより、本会議や各種委員会などすべての会議資料（予算書・決算書・議案書・委員会会議次第など）をタブレットで掲載するほか、会議案内や事務連絡においてもすべてタブレット内で完結でき事務の効率化が図られています。さらに、議会スケジュールは、共有カレンダーアプリを活用し議員個々で把握できるよう努めています。

このように、議会がタブレットの活用を導入したことで、執行機関や教育委員会での導入・活用が進み、課長会や幹部会でもタブレット活用が進み（以下詳細参照）町全体でのICT化の飛躍的推進を先導することが出来ています。

<議員の利便性向上>

- ① 会議に関する各種資料の取得（全ての計画をPDFデータ化しクラウドで保管）
- ② 議員と議会事務局間での情報及び各種連絡文書等の送受信（グループウェア）
- ③ 検索サイトからの情報閲覧
- ④ 会議録のPDFデータ化
- ⑤ スケジュールの共有
- ⑥ 議員活動における活用

<執行部・議会事務局の負担軽減>

- ① 経費の削減（用紙代、コピー代などの経費を大幅削減）
- ② 労務の削減（資料のホッチキス止め、配布などの煩雑な業務労力・時間を大幅削減）
- ③ 副次的な業務の削減（ペーパーレス化による資料保管場所の改善で職場環境を）

(7) 多可町災害対応指針

平成 29 年 2 月に策定した「多可町議会災害対応指針」では、大規模災害発生時の町議会及び議員の行動指針を策定し、多可町災害対策本部が、迅速かつ円滑に応急活動が行えるよう側面からの支援を定めています。実質的には、議長（議会事務局）は議員間の連絡体制を図るとともに、議員の居場所または連絡先を明らかにし、連絡体制を確立することとし、議員の安全確保を行ったうえで避難者の安全確保や避難誘導に協力することと定めています。

また、各議員からの地域からの要望等については、議長（議会事務局）が取りまとめることにしています。

(8) 一般質問の強化

一般質問は、事前通告、一問一答式を採用しています。

なお、質問時間は、執行部の答弁を除き 30 分以内とし、時間内の質問回数については無制限であることから一步踏み込んだ活発なやりとりが実現しています。

また、一般質問は、議長を除くすべての議員が毎回行い、議会としての町政監視機能の充実と役割を果たしています。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 議会報告会及び意見交換会

令和 3 年度から、町民各層の多様な意見を聴き住民の声をどのように政策提案へ反映させるか、住民との信頼関係を強化し議会活動や地域課題等をどのように効果的に発信していくのか検討しました。また、今まで以上に積極的に広報広聴に取り組んで行くという認識を示すため、議会報告会のみならず、まちのたかテレビ(ケーブルテレビ)はじめ、議会ホームページ、SNS など様々な手段を積極的に活用しています。

更に、議会活動のより一層の活性化を図るため、令和 4 年 2 月から「議会改革推進部会」を新たに設置し、議員活動を周知させることで住民からの理解と住民意見の吸い上げを強化する議会活動に取り組みました。

特に、各種団体と実施している意見交換会で止まることなく、細やかな地区単位実施することで地域住民の意見を聞き取るなど、令和 6 年度においては、3 か月で 1 2 地区を訪

問しました。また、各会場の意見を議会で集約し、たかテレビ（ケーブルテレビ）で放映や議会広報に掲載し、各常任委員会で政策提言として報告しています。

（２）議会の情報公開

定例会及び臨時会等本会議については、町内全域をカバーするたかテレビ（ケーブルテレビ）で一般質問、議案審議などを録画放送で実施しているほか、ニュース番組のダイジェストで審議内容を放映している。また、幅広い年齢層へのアプローチとして、ユーチューブチャンネルも活用して定例会での議案審議や議員一般質問の放映を行っている。

更には、町ホームページやフェイスブックを活用し、委員会状況や視察など議会事業を随時更新して掲載している。

（３）議会広報

議員 6 人による議会広報特別委員会を設置し、5 月・8 月・11 月・2 月の年 4 回、「多可町議会だより」を発行している。掲載内容については、定例会、臨時会における議案審議や議会活動に関する事項（所管事務調査、視察報告、研修報告等）について、大見出しや中見出しで中身が連想されるように努め、各議員の賛否状況や討論内容も掲載して住民が聞きたい視点、知りたい視点に立ち、理解しやすいよう Q&A 方式を活用しながら説明を行っています。また、一般質問については、住民に読んでいただけるよう全体的に文書が長すぎないか、行政用語でわかりにくい表現になっていないかなど注意を払い質問の要点をまとめて編集を行っています。また、表紙写真や掲載内容写真については、委員がイベントや事業、集落行事に直接出向き、現場の楽しい状況や雰囲気が伝わる写真の選定をして掲載するなどの工夫を行っています。

（全国町村議長会広報誌写真部門受賞）

・ H27 銀賞 表紙写真賞

・ H30 銀賞 表紙写真賞

○議会広報モニター制度の導入

開かれた議会広報を実現するため、令和 4 年 8 月から毎年、議会広報モニター 10 名程度を委嘱しています。毎年 2 回会議を開催し、掲載記事についての意見や、町政に関することなど住民皆さんから生の声を聞かせていただいております。また、毎号、読んだ感想や掲載記事の内容や議会活動への全般的な意見・要望についてアンケートフォームで回答いただき、次の紙面や議員活動に反映しています。

(4) 議会傍聴の周知

多くの住民に傍聴していただけるよう、定例会・臨時会の日程について、たかテレビや防災無線により毎回欠かさず周知を行っています。また、傍聴する際、議場の静粛維持や議事妨害、示威行為・迷惑行為の禁止等について分かりやすく記載した傍聴人案内を掲示し、傍聴しやすい環境づくりに努めています。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

(1) 議会報酬改定への取り組み

○議員報酬検討

平成21年9月以降、多可町特別職報酬審議会が10数年以上にわたり開催されず県下の町議会の報酬状況においても低い状況だったことから、令和2年8月の議員全員協議会で多可町議会議員報酬検討部会を設置しました。これまで、適正な報酬について議会でも報酬審議会でも議論がなされていないこともあり、議会議員の報酬や定数はどうあるべきか、また、議員のなり手不足という視点からも議論を深める必要があるとして全8回の部会を開催しました。同部会では、「議員の活動報酬算定方式の原価方式(多可町版)」と「近隣議会や類似団体等の比較方式」の2つの手法で報酬額を提示するとともに、定期的な報酬審議会の開催(最低年1回は開催)や、2元代表制のもとで議員1人ひとりが積極的な活動を行い、資質の向上を目指す意識改革などを含めた内容の報告書を作成し報酬審議会に提出しました。また、令和6年7月に全国町村議会議長会で「議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議」がなされたことを受け多可町議会では、議員報酬は詰まるところ住民に見える範囲で判断された結果として、多可町報酬審議会に議長が出向き、報酬の現状と議会活動についての報告、議員のなり手不足の現状などについて丁寧に説明し理解を求める活動を行いました。

○議員定数の見直し

令和3年度に実施した議会改革推進部会で住民との意見交換(定数削減)や住民アンケート調査結果を元に、議員定数の見直しを検討する議員定数調査特別委員会を設置し協議を重ねました。同委員会では、近年、議員一人にかかる「職責と仕事量」が多くなっている一方で、少子高齢化や人口減少が進んでいる現状を考慮し、常任委員会の定数基準

を7名から8名が下限と判断し、議員定数14名と決めました。

○高校生議会の開催

当町唯一の高校である県立多可高等学校の生徒を対象に、高校生議회를平成29年から継続して開催しています。これは、高校生に対する主権者教育の向上と政治や地域への参加意識を高めることを目的に開催するもので、ワークショップを開き、議会の仕組みや役割、町議会の流れを説明する中で、生活の中での問題点、課題点、夢や希望を議員と意見交換をしながら生徒自ら多可町の実情を調べ、一般質問の通告書を作成しています。

そして、参加生徒全員から一般質問がなされ、議員が答弁を行う関係を構築しています。

なお、兵庫県では、県立高校の再編計画が進んでおり、多可高等学校においても定員割れが続き存続が危ぶまれる事態となっていますが、高校側は、この高校生議회를特色ある高校行事として位置づけ、継続開催を強く切望されています。

○政策提言書の提出

若い世代の意見を具現化するために、高校生議会での一般質問は、議会において政策提言として取りまとめ、執行部に提出して実現に向けて協力を求めています。これまで、高校生議会で地元高校生から出された一般質問から、「利用状況に応じた路線バスの運行」「通学路の安全対策」「町外生徒の通学費用助成」「多可フェスの開催」など様々な意見が実現しています。